

越前たけふ農業協同組合

(平成23年10月3日現在適用中)

1. 商品名	・ JA 営農ローン
2. ご融資対象者	・ JA の組合員で個人の方。 ・ お借入時の年齢が満20歳以上の方。 ・ 農産物の販売実績がある方。 ・ その他、JA が定める条件を満たしている方。
3. 資金使途	・ 組合員の方が営農に必要とする一切の資金にご利用いただけます。
4. ご融資期間	・ 1年以内 ※ただし、解約の意思表示がなく、JA が所定の審査を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合はさらに1年間延長するのとし、以後も同様の取扱いとなります。
5. ご融資金額 (極度額)	・ 100万円以内(1万円単位)
6. ご融資利率	・ JA 所定の利率
7. 金利情報の 入手方法	・ 現在のご融資利率につきましては、JA 窓口までお問い合わせください。
8. 利息計算方法	・ 毎日の最終残高について付利単位を100円としたJA が定める利息計算。
9. ご利用方法	・ 当座貸越によりご融資いたします。 ※当座貸越によるお借り入れは、指定普通貯金口座に貯金残高がない場合に行うこととし、所定の払戻請求書と通帳の提出を受けて窓口にてご融資する方法およびJA から購入した農業生産資材代金を自動支払いする方法によりご融資いたします。
10. ご返済方法	・ 指定普通貯金口座に入金された資金は、貸越残高に達するまで自動的に返済に充てられます。
11. 担保	・ 担保は必要ありません。
12. 保証	・ 福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。
13. 保証料	・ 福井県農業信用基金協会に対し、所定の保証料(年0.55%)をお支払いいただきます。
14. 利息・保証料 の徴収方法	・ 毎年5月および11月のJA 所定の日に、貸越金の利息計算としてJA が定める所定の利率・方法により毎日の貸越金の最終残高について計算し、貯金口座から引き落とし、または貸越元金に組み入れるものとします。

15. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福井県農業協同組合中央会が設置・運営する福井県JAバンク相談所（電話：0776-27-8222）でも、苦情等を受け付けております。・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当JAまたは福井県JAバンク相談所にお申し出ください。 京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 富山県弁護士会紛争解決センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記福井県JAバンク相談所にお申し出ください。）
16. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none">・ お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。・ ご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い合わせください。

・ ご不明な点は、ご利用のJA窓口までお気軽にお問合せください。